

令和8年度明石市市税条例の一部改正（専決処分）について

車を取得した際に課税される軽自動車税の環境性能割を今年度末(令和8年3月31日)をもって廃止する内容を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、国会での審議が終了した後、令和8年4月1日に施行される予定です。

本市においても令和8年度課税を適正に行うため、年度内に市税条例の改正手続きを行い、地方税法の施行日に合わせて施行を予定しています。

ついては、法案が可決した後、速やかに専決による条例の一部改正手続きを進める予定としますのでご報告いたします。

1 改正の概要（予定）

※軽自動車税は、環境性能割（取得時のみ）と種別割（毎年4月）の2つがあります

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

軽自動車税環境性能割が廃止となるため、対象条文を削るなど規定の整備を行います。

(2) 軽自動車税種別割の名称変更

軽自動車税環境性能割が廃止されることに伴い、現行の軽自動車税種別割の名称を「軽自動車税」に変更する旨を規定します。

2 今後の予定

令和8年3月下旬	国会にて法律案が可決 (法案成立後速やかに)、条例の一部改正手続き
4月1日	市税条例の施行
5月議会	条例制定専決処分の承認